

評議員の報酬等に関する規程

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人錦福社会（以下「当法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が職務のため出張した時は、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

- 2 報酬は、日本国通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。